

## 三田市公共工事の前金払及び部分払に関する要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 前金払（第3条―第10条）
- 第3章 中間前金払（第11条―第14条）
- 第4章 部分払（第15条・第16条）
- 第5章 雑則（第17条―第21条）

### 付則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、三田市が発注する公共工事の適正かつ円滑な施行を図るため、前金払、中間前金払及び部分払について、三田市契約事務規則（平成17年規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### （用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 前金払 規則第59条に規定する前金払
- (2) 中間前金払 規則第59条に規定する中間前金払
- (3) 部分払 規則第60条に規定する部分払
- (4) 保証事業法 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）
- (5) 保証事業会社 保証事業法第2条第4項に規定する保証事業会社
- (6) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事
- (7) 前払金 建設工事に係る工事請負契約の前金払により支払われる金銭
- (8) 保証契約 保証事業法第2条第5項に規定する保証契約
- (9) 請負者 公共工事のうち、建設工事に係る工事請負契約の契約者
- (10) 出来高額 建設工事の出来高部分に相当する代価
- (11) 中間前払金 建設工事に係る工事請負契約の中間前金払により支払われる

## 金銭

(12) 部分払金 建設工事に係る工事請負契約の部分払により支払われる金銭

(13) 継続事業 債務負担行為又は継続費に基づき2以上の会計年度にわたる建設工事に係る事業

(14) 契約会計年度 この要綱を適用する建設工事に係る工事請負契約を締結した会計年度

## 第2章 前金払

### (前金払)

第3条 前金払は、保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、建設工事に係る工事請負契約で予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が300万円以上かつ工期が60日以上あるものについて行うことができる。

2 前払金は、別表第1に規定する事業分類に応じた額を支払うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害又は資金事情その他やむを得ない特別な理由があるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

4 第2項の規定にかかわらず、契約金額が5億円を超え、かつ工期が3会計年度以上となる建設工事の支払については、市長が別に定める。

### (前金払の通知)

第4条 前金払の有無は、公告又は入札通知書若しくは見積通知書にこれを記載して通知するものとする。

### (前払金の保証契約の締結)

第5条 前払金を請求しようとする者は、別表第1に規定する事業分類に応じた期間を保証期間とする保証契約を保証事業会社と締結しなければならない。

2 継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、前項の保証契約を締結した者は、出来高額が当該出来高予定額に達するまで、前会計年度分の保証契約の保証期間を延長しなければならない。

### (前払金の支払請求)

第6条 前払金の支払請求は、前条第1項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、建設工事に係る工事請負契約の締結の日から30日以内（市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日まで）に、公共工事前払金交付申請書及び前払金請求書に保証契約書及びその写しを添えて、支出負

担行為担当課長に提出しなければならない。

- 2 継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、当該出来高予定額に達するまでは、当該会計年度分の前払金の支払を請求することができないものとする。

(前払金の支払)

第7条 前払金は、前条第1項の支払請求を受けた日から起算して14日以内に支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その支払期限を延長することができる。

- 2 前項の規定による前払金の支払は、保証事業会社が業務を委託した金融機関に請負者が設けた口座（前払金の受領専用のものに限る。）に口座振替払の方法により行うものとする。

(前払金の使途制限)

第8条 請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(前払金の追加支払)

第9条 市長は、前払金の支払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を著しく増額した場合は、増額後の契約金額について、第3条第2項に規定する額から支払済みの前払金の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で、前払金を追加して支払うことができる。

- 2 第5条から前条までの規定は、前項の規定により前払金を追加して支払う場合について準用する。

(前払金の返還)

第10条 市長は、前払金の支払をした後において、設計変更その他の理由により契約金額を著しく減額した場合は、支払済みの前払金の額が減額後の契約金額の10分の5（中間前払金の支払を受けている場合は、10分の6）に相当する額を超えるときは、請負者に対し、当該超える部分の金額を返還させるものとし、契約金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する超過額を返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適

当であると市長が認めるときは、市長と請負者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、市長が返還すべき超過額を定め通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する率で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金の支払を受けた者に対し、既に支払った前払金の全部又は一部を返還させなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める場合はこの限りでない。
  - (1) 前払金に係る工事請負契約を解除したとき。
  - (2) 保証契約を解除したとき。
  - (3) 請負者が前払金を第8条に定められた経費以外の支払に充当したとき。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、前払金の支払を受けた者がこの要綱の規定に違反した場合等で市長が特に必要があると認めるとき。

### 第3章 中間前金払

#### (中間前金払)

第11条 中間前金払は、第3条第1項の規定により前金払を行った建設工事のうち、予定価格が1,000万円以上かつ当初予定工期が120日以上であって、別表第2に規定する事業分類に応じた次の各号に掲げる要件を全て満たすものについて行うことができる。

- (1) 工期に関すること。
  - (2) 工程に関すること。
  - (3) 経費に関すること。
  - (4) 債権に関すること。
- 2 中間前払金は、別表第1に規定する事業分類に応じた額を支払うものとする。
  - 3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害又は資金事情その他やむを得ない特別な理由があるときは、前項までの規定にかかわらず中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。
  - 4 第2項の規定にかかわらず、契約金額が5億円を超え、かつ工期が3会計年度以上となる建設工事の支払については、市長が別に定める。

(中間前払に係る認定)

第12条 中間前払金を請求しようとする者は、市長が別に定める日までに、前条第1項に規定する要件に該当することについて、市長に中間前払金認定請求書に工事履行報告書及び建設工事の進捗状況を表示した工程表(以下「工程表」という。)を添えて提出するものとする。ただし、市長が必要と認める場合はその他の出来高が確認できる資料等を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、前項の工事履行報告書等をもとにその適否を審査するものとする。

3 前項の審査の結果は、当該認定請求を受けた日から、原則として14日以内に認定調書により通知するものとする。ただし、当該認定に当たり請負者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったとき又はその他特別の事情があるときについては、この限りではない。

(中間前払金の支払請求)

第13条 中間前払金の支払請求は、第14条において準用される第5条第1項の保証契約に係る保証証書に掲載されている保証金額の範囲内において、公共工事中間前払金交付申請書及び中間前払金請求書に保証契約書及びその写しを添えて、支出負担行為担当課長に提出しなければならない。

2 継続事業において、前会計年度末における出来高額が当該前会計年度までの出来高予定額に達しない場合は、当該出来高予定額に達するまでは、当該会計年度分の中間前払金の支払を請求することができないものとする。

(前金払に関する規定の準用)

第14条 第4条、第5条、及び第7条から第10条の規定は、中間前金払について準用する。この場合において、第4条中「前金払」とあるのは「中間前金払」と、第5条第1項及び第7条第1項、第8条から第10条までの規定中「前払金」とあるのは「中間前払金」と、第7条第1項中「前条第1項」とあるのは「第13条第1項」と、同条第2項中「前払金の支払」は「中間前払金の支払」と、第9条中「第3条第2項」とあるのは「第11条第2項」と読み替える。

第4章 部分払

(部分払の通知)

第15条 部分払の有無は、公告又は入札通知書若しくは見積通知書にこれを記載して通知するものとする。

(部分払金の額の算定)

第16条 部分払金は、別表第1に規定する事業分類に応じた部分払の算式により額を算定し、支払うものとする。

2 中間前金払が行われた場合には、前項に規定する算式の前払金の額に、中間前払金の額を含むものとする。

#### 第5章 雑則

(中間前金払と部分払の併用)

第17条 中間前金払は、部分払と併用できるものとする。ただし、別表第1に規定する事業分類に応じた期間において、部分払を受けた後は、中間前払金を請求できない。

(継続事業に係る取扱い)

第18条 継続事業に係る前金払、中間前金払又は部分払は、当該会計年度の予算の範囲内において行うものとする。

(保証契約書の送付及び保管)

第19条 市長は、第6条及び第13条の規定により提出された保証契約書を、支出負担行為担当課長より契約担当課長に送付させ、契約担当課長において保管させるものとする。

(様式)

第20条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年1月1日（以下「施行日」という）から施行する。

(公共工事の前金払に関する事務処理要綱の廃止)

2 公共工事の前金払に関する事務処理要綱（平成29年11月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱は、施行日以後に行われた公告又は入札通知書若しくは見積通知書で通知した契約について適用し、施行日より前に行われた公告又は入札通知書若し

くは見積通知書で通知した契約については、旧要綱を適用する。

別表第1（第3条、第5条、第11条、第16条、第17条関係）

事業分類		前払金の額	期間	中間前払金の額	部分払の算式
単年度事業		契約金額の10分の4に相当する額	受注した建設工事の工期と同一の期間	契約金額の10分の2に相当する額	部分払金の額 ≤ 検査に合格した既済部分に対する代価 × (9 / 10 - 前払金の額 / 契約金額)
継続事業	前払金及び中間前払金を会計年度ごとに支払う場合	各会計年度における出来高予定額の10分の4に相当する額	各会計年度における工事実施期間	各会計年度における出来高予定額の10分の2に相当する額	部分払金の額 ≤ 検査に合格した既済部分に対する代価 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払済金額 + 当該会計年度の部分払済金額) - (検査に合格した既済部分に対する代価 - 前年度までの出来高予定額) × 当該会計年度の前払金の額 / 当該会計年度の出来高予定額
	前払金及び中間前払金を契約会計年度分	次の各号の区分に応じた額 (1) 契約会計年度分とその翌会計年度分を合計して支	次の各号の区分に応じた期間 (1) 契約会計年度分とその翌会計	次の各号の区分に応じた額 (1) 契約会計年度分とその翌会計年度分を合計して支払うとき	次の各号の区分に応じた算式 (1) 契約会計年度分とその翌会計年度分を合計して支払うとき 部分払

	<p>とその 翌会計 年度分 を合計 して支 払う場 合</p>	<p>払うとき 契 約会計年度と その翌会計年 度の出来高予 定額の合計額 の10分の4 に相当する額 (2) 契約会計 年度の翌々会 計年度以降分 を支払うとき 各会計年度 における出来 高予定額の1 0分の4に相 当する額</p>	<p>年度分を合 計して支払 うとき 契 約会計年度 からその翌 会計年度ま でにおける 工事実施期 間 (2) 契約会 計年度の 翌々会計年 度以降分を 支払うとき 各会計年 度における 工事実施期 間</p>	<p>契約会計年度 とその翌会計年 度の出来高予定 額の合計額の1 0分の2に相当 する額 (2) 契約会計年 度の翌々会計年 度以降分を支払 うとき 各会計 年度における出 来高予定額の1 0分の2に相当 する額</p>	<p>金の額≦検査に合 格した既済部分に 対する代価×(9 /10 - 前払金の 額/契約会計年度 とその翌会計年度 の出来高予定額の 合計) (2) 契約会計年度 の翌々会計年度以 降分を支払うとき 部分払金の額≦ 検査に合格した既 済部分に対する代 価×9/10 - (前会計年度まで の支払済金額+当 該会計年度の部分 払済金額) - (検 査に合格した既済 部分に対する代価 - 前年度までの出 来高予定額) × 当 該会計年度の前払 金の額/当該会計 年度の出来高予定 額</p>
--	----------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2 (第11条関係)

事業分類	(1)工期に関する こと。	(2) 工程に関する こと。	(3)経費に関する こと。	(4) 債権に関 すること。
単年度事業	工期の2分の1を経過していること。	工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。	既に行われた当該工事に係る作業(施工済箇所に限る。)に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。	債権譲渡が行われていないこと。
継続事業	前払金及び中間前払金を会計年度ごとに支払う場合	工程表により各会計年度における工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。	既に行われた当該工事に係る作業(施工済箇所に限る。)に要する経費が各会計年度の出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。	債権譲渡が行われていないこと。
	前払金及び中間前払金を契約会	次の各号の区分に応じた要件 (1)契約会計年度分とその翌会計年度分を合計して支払うとき 工程表により契約会計年度	次の各号の区分に応じた要件 (1) 契約会計年度分とその翌会計年度分を合計して支払うとき 既に行われた	債権譲渡が行われていないこと。

<p>計年度分とその翌会計年度分を合計して支払う場合</p>	<p>うとき 契約会計年度からその翌会計年度までにおける工事実施期間の2分の1を経過していること。</p> <p>(2) 契約会計年度の翌々会計年度以降分を支払うとき</p> <p>各会計年度における工事実施期間の2分の1を経過していること。</p>	<p>からその翌会計年度までにおける工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p> <p>(2) 契約会計年度の翌々会計年度以降分を支払うとき</p> <p>工程表により各会計年度における工事実施期間の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</p>	<p>当該工事に係る作業(施工済箇所に限る。)に要する経費が契約会計年度とその翌会計年度の出来高予定額の合計額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p> <p>(2) 契約会計年度の翌々会計年度以降分を支払うとき 既に行われた当該工事に係る作業(施工済箇所に限る。)に要する経費が各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。</p>	
--------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--